

北九州市重度障害者タクシー乗車運賃助成のお知らせ

北九州市では、重度の障害がある人を対象に、外出の利便を図り、社会参加を促進するために、タクシー乗車運賃の一部を助成しています。

対象者 北九州市内に住所を有し、市民税非課税世帯で、次のいずれかの障害に該当する人

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、

- ① 視覚障害の1級又は2級
- ② 肢体不自由の下肢、体幹、又は移動機能の障害で1級又は2級
- ③ 内部障害の1級又は2級

※ただし、いずれも、複数の障害の合併により、身障手帳1級又は2級となっている場合は、助成の対象となりません。

(2) 療育手帳「A」の交付を受けている人

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級の人

※ただし、入院中や施設に入所している人は、助成の対象となりません。

助成額 タクシー乗車1回につき、初乗運賃相当額を助成します。

※ただし、四半期(3ヶ月)につき乗車12回まで利用できます。

使用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※利用券には利用可能期間を記載しています。

手続き

お住まいの区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係にて利用券を交付します。印鑑と身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。

なお、対象の方及び世帯全員分の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きの証明書)を持参された場合、印鑑は不要です。